

20051220改正

20171030改正

20181026改正

20201127改正

20221125改正

## 不動産鑑定士三田会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、不動産鑑定士三田会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の知識及び経験の交流、業務の協調、会員相互の親睦並びに後進の指導育成等を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を次の通り定める。

〒105-8485 港区虎ノ門1-3-1 東京虎ノ門グローバルスクエア  
一般財団法人日本不動産研究所 内  
不動産鑑定士三田会事務局

### 第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、慶應義塾に在学した不動産鑑定士、不動産鑑定士補、平成17年以前の不動産鑑定士第2次試験合格者並びに平成18年以降の不動産鑑定士試験（短答式及び論文式）の合格者（※）であって、本会への入会を希望し、本会が入会を認めた者をもって会員とする。

（※）以下、平成17年以前の不動産鑑定士第2次試験合格者と平成18年以降の不動産鑑定士試験（短答式及び論文式）の合格者を総称して「試験合格者」という。

### 第3章 役員等

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名以上2名以下
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計責任者 1名
- (6) 幹事 30名以下

(顧問及び相談役)

第6条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

(幹事及び監事の選出並びに任期)

第7条 幹事及び監事は、会員のうちから定時総会において選出する。

- 2 幹事及び監事の任期は、定時総会終了のときから始まって、就任後第2回目の定時総会終了のときまでとする。

(会長の選出等)

第8条 会長は、幹事の互選により選出する。

- 2 副会長、事務局長及び会計責任者は幹事の中から会長が任命する。

### 第4章 役員等の職務

第9条 会長は本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはこれを代理する。
- 3 事務局長は会長を補佐し、幹事会の意図を受け会務を行う。
- 4 監事は会計処理及び資産の状況、業務の執行状況の監査を行うほか、幹事会に出席することができる。ただし、決議に加わらない。
- 5 会計責任者は会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

- 5 幹事は幹事会を組織し、本会の運営に携わる。
- 6 顧問及び相談役は会務執行に関して、会長その他の役員の求めに応じ必要な助言を行う。

## 第5章 総会

(総会の種類)

第10条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第11条 定時総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じ、幹事会の議を経て会長が招集する。

## 第6章 幹事会

(構成員)

第12条 幹事会の構成員は監事を除く役員とする。

(幹事会)

第13条 幹事会は必要に応じて会長、副会長又は事務局長若しくは3名以上の幹事の招集により開催する。

- 2 幹事会の決議は構成員の過半数をもって決する。但し、やむを得ない事由により会議に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

## 第7章 会計

(会費)

第14条 本会の経費は、会費、臨時会費及び寄付金をもってこれに当てる。

- 2 会費は、不動産鑑定士は年額5,000円、その他の会員は年額3,000円とする。但し、試験合格者で在学中の者は年会費免除とする。

(会員の持分)

第14条の2 本会の財産は総有に属するものであり、会員が持分の分割請求及び  
払戻請求をすることは、いかなる場合もできないものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

## 第8章 会則の変更等

(会則の変更)

第16条 会則の変更は、総会の決議による。

(その他)

第17条 本会則の運用細部については、幹事会の議を経て別に定める。

以 上

## 附則

1. 本会の設立年月日は、昭和63年12月2日とする。